

学校給食における食物アレルギーの対応について

1 除去食について

令和3年8月より、「鶏卵」除去食を提供しています。

また、令和5年2学期より「鶏卵」に加え、「乳・乳製品」除去食の提供を開始予定です。

※ センター調理の過程で除去が可能なもののみを対象とします。

※ 作業工程や安全性の関係により、代替食（飲用牛乳除く）の提供は行いません。

※ 次の4つの要件に該当する児童生徒を対象に除去食を提供します。

- ・ 医師から食物アレルギーと診断され、アレルゲンが特定されている。
- ・ 医師の指示により、家庭においても食事制限を行っている。
- ・ 微量でもアナフィラキシーショックを発症するような重篤な症状ではない。
- ・ 小学3年生から中学3年生までの児童生徒。

2 飲用牛乳代替について

令和2年4月より、お茶パックを提供しています。

※ 乳・乳製品による食物アレルギーや乳糖不耐症など、食物アレルギー以外の疾患のある児童生徒が希望した場合、小学1年生から中学3年生までの児童生徒を対象に実施します。

3 詳細な献立表

除去食対応以外のアレルゲンについては、「詳細献立表」等を希望される保護者にお配りしています。「家庭から代替食を持参する」「お子さんが自分で取り除く」等の対応をお願いします。

4 その他

学校給食では、落花生（ピーナッツ）、そば、カシューナッツ、まつたけ、生魚介類（あわび、いくらを含む）、生やまいもの7品目については、給食食材としては使用しません。

学校給食では、微量のアレルゲンの混入（コンタミネーション）を完全に避けることはできません。

食べない献立の日等があっても、給食費はクラスの他の児童生徒と同じ日数分の金額となります。

給食で特別な配慮・管理が必要な場合は、まずは在学する学校にご相談ください。

学校給食における食物アレルギーの対応は、「学校給食における食物アレルギーへの対応マニュアル」（関市教育委員会）に基づいて実施しています。